

## 年金確保支援法等の公布 (厚年、DB、DC)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

### ポイント

本日付で、年金確保支援法と関連する政省令等<sup>1</sup>が公布<sup>2</sup>されましたので企業年金に関する部分の概要をご案内致します。

なお、当該法案につきましては衆参両院の厚生労働委員会にて「特例解散の分割納付期間において設立事業所が倒産した場合の他の設立事業所の負担方法について、厚年本体における影響、存続事業所の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ検討する旨等」の附帯決議<sup>3</sup>がされておりますが、厚生労働省としては、他の設立事業所の負担について有限責任とすることは厚年本体への影響を考慮すると難しいと考えている模様です。

- 1 法律:国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律  
・政令:厚生年金基金令、確定拠出年金法施行令を改正する政令  
・省令:厚生年金基金規則、確定給付企業年金法施行規則を改正する省令
- 2 国会提出時のニュースは [年金ニュース 204](#) をご参照
- 3 議決された法案・予算案に関して付される施行についての意見や希望などを表明する決議。法的拘束力を有しない。

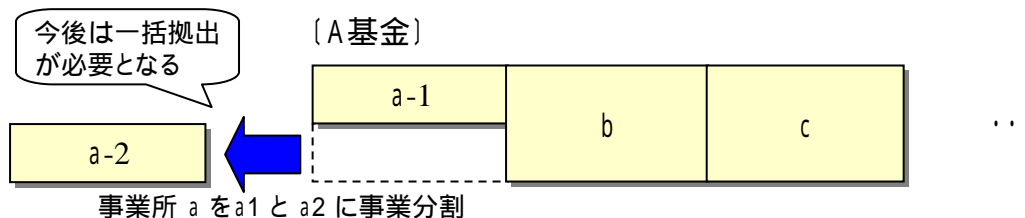
## 1. 厚年基金関連

- 一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大** (公布日から施行)  
一括拠出が必要な「設立事業所が減少する場合」には以下の場合(いわゆる「ズル抜け」)も含むことが明示された。
  - ・「分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部または一部を承継させる場合」
  - ・「その他設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合」
- 厚年基金の解散に関する特例措置** (公布日から施行)  
「最低責任準備金の分割納付」、「最低責任準備金の減額納付」が認められる。
- 住基ネットからの住所情報等の取得** (公布日から施行)  
連合会経由で加入員または加入員であった者に係る給付のための情報収集が可能となる。

特例対象期間が公布日から5年間とされ、分割納付期間は最大15年とされた(前回は最大10年)。

### ズル抜け(事業所の一部承継)のイメージ

(a, b, cは基金の設立事業所)



### 厚年基金の解散に関する特例措置(公布日から5年間)

一定要件のもと以下の対応を認める。

分割納付の特例...解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付(納付の猶予)が可能。(原則5年以内。やむを得ない理由があるときは15年以内。)

減額納付の特例...解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、厚生労働大臣に対して最低責任準備金の減額を申し出ることが可能。

#### 【ご参考】以下は前回(平成17年4月～平成20年3月)の特例措置の内容

分割納付の特例...解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付(納付の猶予)が可能。(原則5年以内。やむを得ない理由があるときは10年以内。)

減額納付の特例...解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、仮に当該基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されていたであろう積立金(「減額最低責任準備金」)を解散時の納付額とすることが可能。(なお、現有資産額が減額最低責任準備金を上回る場合には現有資産額が納付額となる)

## 2. DB年金関連

1. **一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大** (公布日から施行)  
厚年基金と同様。
2. **老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大(65歳まで)** (公布日から施行)  
これまでは、退職時に年金支給開始が可能な年齢は「50歳以上、60歳未満の規約で定める年齢」となっていたが、この範囲が拡大され「50歳以上、65歳未満の規約で定める年齢(支給開始年齢未満の年齢)」とされる。
3. **住基ネットからの住所情報等の取得** (公布日から施行)  
厚年基金と同様。

## 3. DC関連

1. **資格喪失年齢の引上げ** (公布日から2年6ヶ月以内の政令で定める日)  
資格喪失年齢を現行の「60歳」から最大「65歳」まで引上げることが可能となる。
2. **マッチング拠出** (H24.1.1施行)  
企業型DC掛金について拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金を上回らない範囲で加入者拠出が可能となる。当該加入者掛金は小規模企業共済等掛金として所得控除される。
3. **拠出限度額決定の考え方の明示** (H24.1.1施行)  
拠出限度額について、「厚生年金基金の非課税限度となる給付水準(代行部分の3.23倍)等を勘案して政令で定める額」とする考え方が明示された。
4. **投資教育の継続的実施の明確化** (公布日から施行)  
事業主の投資教育の継続的実施義務および資産運用の知識向上に配慮する旨が明文化される。
5. **住基ネットからの住所情報等の取得** (公布日から施行)  
厚年基金と同様。
6. **自動移換者に係る強制裁定の実施** (公布日から2年6ヶ月以内の政令で定める日)  
企業型の資格喪失後、申出をせずに自動移換された者についても給付に係る部分に限り個人型年金加入者であったものとみなすことが明示された。(請求することなく国民年金基金連合会の裁定に基づき70歳到達時の支給が可能。)
7. **中途引出要件の緩和** (公布日から2年6ヶ月以内の政令で定める日)  
現行の引き出し要件に加え、退職後個人型の加入資格がありながら2年以上継続して個人型の運用指図者である者(継続個人型年金運用指図者)も、一定条件のもと中途引き出しが可能となる。

一定条件(以下の全て等をクリアした場合)

- ・障害給付金の受給権者ではない
- ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が政令で定める額以下
- ・継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満

以上